

確 認 書

西尾市及び蒲郡市（以下「関係市」という。）と名古屋鉄道株式会社（以下「名鉄」という。）は、名鉄の西尾・蒲郡線（西尾駅～蒲郡駅間、以下「本路線」という。）の鉄道運行及びこれに係る支援について、次のとおり確認書を締結する。

（支援）

第1条 関係市は、名鉄に対し、平成28年度から平成32年度までの鉄道運行に係る支援金を各年度の翌年度に支払うものとする。

2 支援金の額は、各年度につき2億5千万円とする。

3 支援金の関係市における各年度負担額の内訳は、西尾市が150,687千円、蒲郡市が99,313千円とする。

（鉄道運行の継続）

第2条 名鉄は、関係市の支援を受ける対象の年度中は、本路線の鉄道運行を継続するものとする。ただし、大規模な天災地変等により本路線の鉄道運行が不能となった場合又は本路線の輸送人員等が著しく減少した場合は、この限りではない。

2 前項ただし書の場合において、本路線のその後の運行及び前条に定める支援金の額については、関係市及び名鉄で協議のうえ、決定するものとする。

（努力義務）

第3条 関係市及び名鉄は、本路線の利用促進を双方協力して行い、平成26年度の輸送人員等の水準を向上させるよう努めるものとする。

2 名鉄は、増収対策及び経営の合理化対策を行うものとする。

3 関係市は、第1条に定める支援について、適切な予算措置を行うものとする。

（実績報告及び支援金の支払い）

第4条 名鉄は各年度の鉄道運行が完了後、速やかに事業実績を名鉄西尾・蒲郡線対策協議会総会にて、関係市へ報告するものとする。

2 関係市は、前項の報告後、速やかに名鉄に対し、支援金支払いの決定を通知するものとする。

3 名鉄は、前項の通知を受理したときは、請求書を各々関係市の長に対し提出するものとする。

4 関係市は、前項の請求書を受理したときは、速やかに支援金を名鉄に対し支払うものとする。

（解除）

第5条 名鉄は、関係市が第1条に定める支援金の支払いを怠ったときは、関係市に催告して本確認書を解除することができる。

(運行及び支援の継続について)

第6条 平成33年度以降の運行及び支援の継続については、本路線の利用状況等を踏まえ、関係市及び名鉄であらためて協議のうえ、決定するものとする。

2 前項の協議について、関係市及び名鉄は、平成32年度中に結論を得られるよう努めるものとする。

(協議事項)

第7条 本確認書に定めのない事項及び各条項の解釈に疑義が生じた事項については、関係市及び名鉄で協議のうえ、解決するものとする。

本確認書締結の証として本書3通を作成し、関係市及び名鉄は記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成28年4月1日

西尾市寄住町下田22番地

西尾市

西尾市長 榊原康正

蒲郡市旭町17番1号

蒲郡市

蒲郡市長 稲葉正吉

名古屋市中村区名駅一丁目2番4号

名古屋鉄道株式会社

取締役社長 安藤隆司